

徳島県告示第四百六十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十一条第一項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があった。

令和七年九月九日

徳島県知事 後藤田 正 純

名 称	所 在 地	開 設 者	辞退年月日
中山産婦人科・小児科	板野郡藍住町東中富字長江傍 示五―六	医療法人中山産婦 人科	令和七年五月 一日